

福井県 コンベンション開催助成金制度 よくある質問と回答

(交付対象コンベンション)

Q1 交付対象となるコンベンションとはどのようなものですか。

A 学会、会議・大会、企業コンベンション、スポーツ大会（初回開催のみ）が交付対象です。展示会、見本市、プロスポーツ大会、コンサート・演劇などの興行は交付対象外です。

(会期)

Q2 「会期」の考え方は？

A 主催者が計画した連続2日間以上の催事があることが必要です。主催者が公式な行程として計画したエクスカージョンも会期に含みます。

Q3 会議等の前日に実施する会場準備やリハーサルは「会期」になりますか？

A 会場準備やリハーサルは会期としてカウントできません。
ただし、前日に理事会等の会議がある場合は、会期としてカウントでき、理事会等に参加した県外参加者の宿泊数についても助成金算定の対象となります。

(開催市町)

Q4 コンベンション開催助成金と国際コンベンション助成金における「開催市町」とは？

A 要綱第2条第2項「開催市町とは、コンベンションの開催会場が存する市または町とする」と定義されています。なお、懇親会会場についてはコンベンションの開催会場とし、開催市町に含めることができますが、エクスカージョンの開催地は、開催市町に含めません。

(参加者)

Q5 交付要件にある参加者数として、オンライン参加者も含めてよいですか。

A オンライン参加者も参加者数に含めてよいです。（開催助成金は参加者数ではなく、会期中に福井県に来訪した県外参加者の延べ宿泊数に応じて算定するため）
なお、オプション制度の大規模コンベンション加算は、実参加人数に応じた加算であり、オンライン参加者は含めることができません。

Q6 海外参加者とは？

A コンベンション当日において、日本国外に居住する者をいい、国籍は問いません。
そのため、日本国内に居住する留学生等が参加する場合は、海外参加者とは認められません。一方、日本国籍を有する海外在住の者が参加する場合は、海外参加者となります。

(県外参加者の延べ宿泊数)

Q7 遠方から参加するため、会議の前日から宿泊する方がいます。前泊についても、県外参加者の延べ宿泊数としてカウントしてよいですか。

A 開催助成金は県外参加者の延べ宿泊数に応じて交付されますが、前泊・後泊はカウントできません。県外参加者の方が参加した会期と会期の間の宿泊のみがカウント可能です。

【事例】

会期日程 10/2～4 (1・2日目：会議、3日目：エクスカージョン)

(例1) 県外参加者Aの場合…延べ宿泊数：2人泊

	10/1	10/2		10/3		10/4		10/5
日程	公式行事 なし	1日目 (会議)		2日目 (会議)		3日目 (エクスカージョン)		公式行事 なし
参加・宿泊状況	宿泊	会議	宿泊	会議	宿泊	エクスカージョン	宿泊	
	○	参加	○	参加	○	参加	○	
	↓		↓		↓		↓	
延べ宿泊数の可否	前泊×		OK		OK		後泊×	

(例2) 県外参加者Bの場合…延べ宿泊数：1人泊

	10/1	10/2		10/3		10/4		10/5
日程	公式行事 なし	1日目 (会議)		2日目 (会議)		3日目 (エクスカージョン)		公式行事 なし
参加・宿泊状況	宿泊	会議	宿泊	会議	宿泊	エクスカージョン		
	○	参加	○	参加	○	不参加		
	↓		↓		↓			
延べ宿泊数の可否	前泊×		OK		後泊×			

(随時申請)

Q8 助成金の申請締切（開催前年度9月末）を過ぎてから会議開催が決まりました。助成金の申請はもう無理ですか？

A 特別な事情があると認められる場合は開催月の3ヵ月前の1日までは申請可能です。ただし、随時申請分は発生の都度、市町と予算対応の協議が必要であり交付をお約束するものではありません。一度お問合せください。

Q9 当初申請時よりも参加人数がかなり増えそうです。どのような手続きが必要ですか？

A 特別な事情があると認められる場合、随時申請の締切である開催月の3ヵ月前の1日までは、当初申請分からの変更申請（増額）も可能です。ただし、随時申請分は発生の都度、市町と予算対応の協議が必要であり増額をお約束するものではありません。一度お問合せください。

(エクスカーション助成金)

Q10 当初申請時には予定していなかったエクスカーションを実施することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A 随時申請の締切である3ヵ月前の1日までは申請可能です。ただし、随時申請分は発生の都度、市町と予算対応の協議が必要であり増額をお約束するものではありません。他のオブション助成金も同様です。一度お問い合わせください。

Q11 当初申請時から予定していたエクスカーションについて、立寄り先に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか？

A 随時申請の締切である3ヵ月前の1日までに変更が明らかになった場合は、変更申請をしてください。

(シャトル便運行助成金)

Q12 実績報告時、当初申請時よりも対象市町(立ち寄り市町)が増減していた時、助成金額はどうなりますか？

A 対象市町(立ち寄り市町)の増減により、主催者への助成金額は減少します。立ち寄り市町の変更が明らかになった場合は、随時申請の締切である3ヵ月前の1日までに変更申請をしてください。ただし、随時申請分は発生の都度、市町と予算対応の協議が必要であり増額をお約束するものではありません。

	当初申請時	実績報告時	
		対象市町 ^増 の場合	対象市町 ^減 の場合
対象市町	2市(A市、B市)	3市(A市、B市、C市)	1市(A市)
助成金額	10万円	約8.2万円に減額	7.5万円に減額
(内訳)	県 5万円	県 5万円	県 5万円
県1/2	A市 2.5万円(上限)	A市 約1.6万円	A市 2.5万円
対象市町で 1/2を按分	B市 2.5万円(上限)	B市 約1.6万円	
		C市 不支給 ※C市…予算なし	

(交付手続き)

Q13 会議が無事終了しました。助成金の交付手続きはどうすればいいですか？

A 助成金の交付には、実績報告書等の提出が必要です。開催終了後1か月以内または3月31日までのいずれか早い日までに提出をお願いします。

【主な提出書類】 ・実績報告書兼助成金交付請求書
・収支決算報告書、支出の内容が確認できるもの（領収書の写し）
・宿泊実績報告書、コンベンション参加者名簿（宿泊証明書は不要）

Q14 会議が終了し実績報告書を作成中ですが、収支決算報告書の収入が支出を上回りそうです。助成金額はどうなりますか？

A 助成金は、主催者の負担軽減が目的です。収入が支出を上回った場合（主催者が黒字の場合）は、収支が一致する金額を上限として助成金を減額して交付します。
なお、各オプション助成金についても、主催者が黒字になることは想定していないため、それぞれの収支決算報告書の収支差額が助成金交付の上限となります。

【事例】

■収入

費目	金額 (調整前)		金額 (調整後)
助成金算定額	10万円(D)	→	5万円
参加費	30万円		
その他収入	15万円		
主催者負担	0円		
合計	55万円(A)	→	50万円

■支出

費目	金額
会場借上費	20万円
その他経費	30万円
合計	50万円(B)

収入が支出を上回った金額：(A)-(B)= 5万円(C)

助成金 (D)-(C)=5万円 に減額調整して交付

Q15 開催経費（参加者の宿泊費を除く）とありますが、参加者全員が同ホテルに宿泊し、会議、懇親会を実施したため、参加費に宿泊費を含めています。収支決算報告書にどのように計上したらいいですか？

A 収支決算報告書の収入には、参加費から宿泊費相当額を控除した額を計上し、支出には、招待者や来賓など主催者が負担する宿泊費のみを計上してください。

Q16 助成金の振込先の口座は？

A 個人名義の口座は指定できません。主催団体名や大会事務局名義の口座をご用意ください。